

## 徳島県告示第301号

徳島県漁港管理条例（昭和43年徳島県条例第25号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、椿泊漁港荷さばき所の利用施設の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 利用料金の額

区分	単位	利用料金の額
荷さばき場	1日	1 漁業者等水揚げした者より徴収する場合 水産物の販売金額の合計額に100分の7を乗じて得た額 2 仲買業者等水産物を購入した者より徴収する場合 水産物の販売金額の合計額に100分の1を乗じて得た額
冷蔵庫	1区画1月	18,000円
冷凍庫	1区画1月	18,000円
会議室	午前	15,000円
	午後	18,000円

#### 注

- この表中「1日」とは、条例第20条第2項に規定する供用時間の開始時刻から終了時刻までの間をいう。
- この表中「1区画」の面積は、2.42平方メートルとする。
- この表中単位を時間又は月で定めたもので利用の時間又は期間（以下「利用時間等」という。）が1時間又は1月に満たないものは、それぞれ1時間又は1月とし、利用時間等に1時間又は1月未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ1時間又は1月として計算する。
- この表中「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは午後1時から午後5時までの間をいう。
- 会議室を午前から午後まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、30,000円とする。

### 2 適用開始年月日

令和8年5月1日